

建物所有者・管理者のみなさまへ



埼玉県のマスコット
「さいたまっち」「コバトン」

お持ちの建物

適切に管理していますか？

強風などで
屋根や外壁が
飛ばされる

適切に管理
していないと
こんなリスクが！

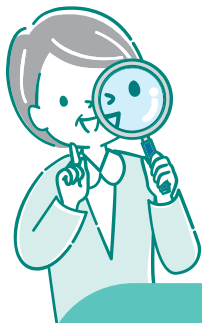
ハチの巣が
作られる

動物の
すみかになる

放火や
不審者の侵入

隣地や道路への
草木の越境

雑草が
生い茂る



建物は管理しないと傷んでいきます。

所有者・管理者の不適切な管理により他人に損害を与えたときは、
所有者・管理者が責任を問われる場合があります。



周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、
問題が発生する前に適切な管理を行いましょう。

ご注意！

著しく管理が不適切な空き家は 市町村から指導等される場合があります

空き家の適切な管理は、「空家等対策の推進に関する特別措置法（特措法）」により、所有者等の責務とされています。

周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家については、特措法に基づき特定空家等に認定され、市町村から助言・指導、勧告、命令、代執行の措置が講じられる場合があります。

勧告を受けると固定資産税などの税金が高くなります。



空き家の「管理」「賃貸」「売却」 などのご相談

空き家の持ち主応援隊

相談できるお近くの
不動産業者が見つかります



(公社)埼玉県宅地建物取引業協会

☎048-811-1840



(公社)全日本不動産協会埼玉県本部

☎048-866-5225



「相続」関係のご相談

埼玉司法書士会(総合相談センター)

面談相談(予約制、無料)

☎048-838-7472



埼玉県行政書士会

個別対応(要予約)

☎048-833-0900



埼玉弁護士会

面談相談(予約制、有料)

☎048-710-5666



住宅、空き家に関する全般的なご相談

埼玉県住宅供給公社「住まい相談プラザ」

☎048-658-3017



(公財)日本賃貸住宅管理協会埼玉県支部

☎048-615-3838



その他、空き家で
お困りの方は



各市町村空き家担当へ

